

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年12月15日（平成28年（行情）諮問第714号）

答申日：平成29年12月14日（平成29年度（行情）答申第375号）

事件名：「平成27年度（上半期）主要判決」の送付について」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる2文書（以下、それぞれ「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

文書1 平成27年12月22日補償課労災補償訟務分析官事務連絡
「平成27年度（上半期）主要判決」の送付について」

文書2 平成28年7月27日補償課労災補償訟務分析官事務連絡「平成27年度（下半期）主要判決」の送付について」

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月26日付け厚生労働省発基0826第5号及び第6号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書は、「平成27年度（上半期）主要判決の送付について」及び「平成27年度（下半期）主要判決の送付について」と題し、補償課労災補償訟務分析官が都道府県労働局労働基準部長宛てに発出した事務連絡であって、労災補償業務担当者に対して、「認定実務や訴訟対応を的確に実施」させるための「参考」として幅広く情報提供を行うことを目的にした行政文書である。

頭書の〈はじめに〉において、全敗訴事件の敗訴要因分析を概略記しており、次の〈もくじ〉において労災事案の種類ごとに勝訴敗訴主要判決の概要を記し、その後個別判決ごとの詳細を記したものである。

(2) 処分庁は、不開示理由として、法5条1号、2号イ及び6号ロに該当することを理由として、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

(3) 本件対象文書の趣旨及び役割は以下のとおりと解される。

第1に、本件対象文書は都道府県労働局の労災補償「担当者に幅広く情報提供を行うことによって、認定業務や訴訟対応を的確に実施するための参考」とすることを目的としており、個別具体的事件の訴訟対応に携わる特定担当者を対象としたものではなく、また、その内容記述も個別具体的事件の訴訟対応に係る分析、戦術等を主にしたものでもない。

「認定業務」の担当者にも「幅広く情報提供」と述べているように、訴訟の結果を踏まえつつ、通常各認定業務に際して、労災保険の各種事務取扱手引やその他の通達にて指示した基本的な調査、評価等の事務処理を徹底させることを主な目的としているにすぎない。

「国の主張が認められたポイント（主張、証拠）」、「敗訴した要因として考えられる事項」は、訴訟事務に直接関連する記述のようにも推測できるが、これらも当該個別具体的事件や今後の同種事件への具体的訴訟事務に関する指示ということよりは、それらのポイント、要因をより明確に意識した上で通常認定業務を遂行させるために必要な範囲、程度の役割に過ぎないものと推測できる。

第2に、本件対象文書記載の判決情報の殆どの部分は、裁判所のホームページや各種刊行判例集において公にされ、又は公にすることが予定されている情報（以下、第2及び第3において「既刊等判例情報」という。）である。

(4) 以上のことから、法5条1号に該当するとした部分のうち、同号ただし書イに該当する部分については開示すべきである。また、法5条2号イに該当するとした部分のうち、既刊等判例情報にて公にされている部分については開示すべきである。

さらに、法5条6号ロに該当するとした部分は、認定業務に係る事務処理上の一般的な記載や訴訟処理の内容に関わらない既刊等判例情報にて公にされている情報にすぎず、これを公にしても、国の争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれはないことから、法5条6号ロに該当せず、開示すべきである。

(5) 上記のとおりであるから、処分庁の主張は理由がなく、原処分は取り消されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」

という。)は、平成28年7月31日付けで、処分庁に対して、「平成27年度(上・下半期)の労災行政事件訴訟の主要判決について、都道府県労働局宛てに分析情報提供した文書」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が、平成28年8月26日付け厚生労働省発基0826第5号及び第6号により部分開示決定(原処分)を行ったところ、請求者はこれを不服として、同年9月16日付けで審査請求したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

(3) 理由

ア 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、「平成27年度(上・下半期)の労災行政事件訴訟の主要判決について、都道府県労働局宛てに分析情報提供した文書」に関して行われたものである。このため、特定の個人が原告となり、国が行った労災保険給付等決定を不服として国を相手取り訴訟を提起した事件について平成27年度に示された主要な判決について、当該年度の上半期分と下半期分をそれぞれ取りまとめ、都道府県労働局に送付した、平成27年12月22日付け厚生労働省労働基準局補償課労災補償訟務分析官事務連絡「平成27年度(上半期)主要判決」の送付について」及び平成28年7月27日付け同事務連絡「平成27年度(下半期)主要判決」の送付について」を本件対象文書として特定した。

当該文書には、該当期間において特定の個人が原告となり、国が行った労災保険給付等決定を不服として国を相手取り訴訟を提起した事件についての主要な判決に係る勝訴又は敗訴要因及び概要等が記載されており、①通知文及び表紙、②「<はじめに>」、③「<目次>」、④「個別事件の勝訴・敗訴の要因分析」で構成されている。

イ 不開示情報該当性について

(ア) ②「<はじめに>」について

②「<はじめに>」に記載されている情報のうち、原処分においては、「敗訴要因」、「事件の概要」、「事実認定」及び「死因の認定」に関する記述について不開示としている。

a 法5条1号及び2号イの不開示情報該当性について

「事件の概要」並びに「事実認定」及び「死因の認定」のうち原告に関する記述については、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人

の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イないしハに該当しないものである。

また、当該情報には特定の法人に関する情報も含まれており、これらの情報は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

b 法5条6号ロの不開示情報該当性について

「敗訴要因」、「事実認定」及び「死因の認定」に関する記述については、訴訟の一方当事者である国側の訴訟における主張・立証の協議・検討・対処方針の内容が反映された訴訟追行上の具体的な手の内に関する情報であり、仮に、これらの情報を公にした場合には、争訟事件における国の対処方針等の着眼点等に係る情報を明らかにすることとなり、訴訟において当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認められる。

また、たとえ当該訴訟事件が終了し、判決が確定しているとしても、今後、同種の訴訟が提起された場合に、本件不開示部分に記載された内容を子細に分析することにより、国がどの段階でどのように対処するかといった着眼点等の情報が明らかになり、今後の国の争訟に関する事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

以上により、国の主張及び判示内容を含め、当該記述については、法5条6号ロの不開示情報に該当する。

(イ) ③「＜目次＞」について

③「＜目次＞」に記載されている情報のうち、原処分においては、「判決日」及び「判決の概要」を不開示としている。

当該部分については、上記(ア) a同様、法5条1号及び2号イの不開示情報に該当する。

(ウ) ④「個別事件の勝訴・敗訴の要因分析」について

④「個別事件の勝訴・敗訴の要因分析」について、原処分においては、「判決日」、「判決の概要」、「事件の概要」、「判決要旨」、「国の主張と判決の主な相違点」（国敗訴の場合に記載）、「勝訴（又は敗訴）要因」を不開示としている。

「判決日」、「判決の概要」及び「判決要旨」については、上記(ア) a同様、法5条1号及び2号イの不開示情報に該当する。また、「国の主張と判決の主な相違点」（国敗訴の場合に記載）及び「勝訴（又は敗訴）要因」のうち、「項目」を除く記述については、上記(ア) b同様、法5条6号ロの不開示情報に該当する。

(4) 請求者の主張について

請求者は、①法5条1号に該当するとした部分のうち、同号ただし書きイに該当する部分については開示すべきである旨、②法5条2号イに該当するとした部分のうち、「既刊等判例情報」にて公にされている部分については開示すべきである旨、③法5条6号ロに該当するとした部分は、認定業務に係る事務処理上の一般的な記載や訴訟処理の内容に関わらない「既刊等判例情報」にて公にされている情報にすぎず、これを公にしても、国の争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれはないことから、開示すべきである旨主張する。

しかしながら、厚生労働省として本件対象文書に記載されている個別事案の概要等に関しては、ホームページ等で公表することは予定しておらず、また、その不開示情報該当性については、上記(3)イで述べたとおりである。

(5) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきである。

2 補充理由説明書

平成28年(行情)諮問第714号の理由説明書「(3)理由」について、下記のとおり補充する。

(1) 不開示情報該当性等について

ア 法第5条第1号(イないしハを除く)

「事件の概要」など個別事件に関する判決内容の具体的な記述などについては、原告等の当事者は、自分達が国を相手取り提訴した裁判であることが容易に識別できるため、法第5条1号に規定する特定の個人に関する情報に該当すること、また、「病歴」及び「身体の状態」に関する記述などについては、センシティブな情報であり、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当すること、さらに、当該情報については、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないことから不開示とした。

また、「判決日」については、判決を下した裁判所名及びキーワードを公にしていることから、原告等の当事者は、自分が提訴した裁判であることが容易に識別できるため、法第5条1号に規定する特定の個人に関する情報に該当し、同号イないしハのいずれにも該当しないことから不開示とした。

なお、イ(ア) aに記載されている「事案の概要」は、「事件の概要」に訂正する。

イ 法5条第2号イ

下半期主要判決の「事件の概要」の中には、会社の雇用制度に係る記述があり、これは、特定の法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当することから不開示とした。

ウ 法5条第6号ロ

国が敗訴した事件については、「敗訴要因」に関する記述（<はじめに>の「事実認定」欄、及び「死因の認定」欄を含む）には、国として敗訴した要因を分析した結果などが記載されているため、これを公にすることにより、国がどういう主張をしたがために敗訴したということが明らかとなり、訴訟追行の事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報に該当するため不開示とした。

また、国が勝訴した事件についても、「勝訴要因」に関する記述には、国として勝訴した要因を分析した結果などが記載されているため、これを公にとすると、国がどういう主張をしたから勝訴したということが明らかとなり、訴訟追行の事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報に該当するため不開示とした。

(2) 不開示とした部分と不開示とした理由の対応について

それぞれの「主要判決」について、不開示とした部分と不開示とした理由の対応表を添付し提出する（対応表省略）。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------------|
| ① | 平成28年12月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成29年1月19日 | 審議 |
| ④ | 同年7月27日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年9月14日 | 審議 |
| ⑥ | 同年11月2日 | 諮問庁から補充理由説明書及び資料を
收受 |
| ⑦ | 同年12月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、平成27年12月22日補償課労災補償訟務分析官事務連絡「平成27年度（上半期）主要判決」の送付について」（本件対象文書1）及び平成28年7月27日補償課労災補償訟務分析官事務連絡「平成27年度（下半期）主要判決」の送付について」（本件対象文書2）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号、2号イ及び6号ロに該当

するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書には、特定の個人が原告となり、国が行った労災保険給付等決定を不服として国を相手取り訴訟を提起した事件のうち、平成27年度の主要な判決について、厚生労働省労働基準局補償課において分析した勝訴又は敗訴要因及び概要等が記載されており、①通知文及び表紙、②「〈はじめに〉」、③「〈目次〉」及び④「個別事件の勝訴・敗訴の要因分析」で構成され、②「〈はじめに〉」及び③「〈目次〉」には、④「個別事件の勝訴・敗訴の要因分析」に記載されている各個別事件の概要、判決日、判決の要旨等が記載されている。

(1) 通番1及び通番4について

当該部分には、訴訟の一方当事者である国側が敗訴した要因を担当課において分析した結果の内容等が個別具体的に記載されている。

たとえ当該訴訟事件が終了し、判決が確定しているとしても、当該部分を公にすると、当該部分に記載されている、訴訟の一方当事者である国側の訴訟対応方針等に係る調査・検討の内容が具体的に明らかになり、当該部分に記載された内容を子細に分析することにより、どの段階でどのように対応するかといった国の訴訟における内部的な情報が明らかにされることで、今後の国の争訟に係る事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 通番2及び通番5（下記（4）アで開示すべきとする部分を除く。）について

ア 当該部分には、各訴訟の概要、判決日、判決要旨等が、個別具体的に記載されており、これらの情報が公にされた場合、原告の関係者にとっては、原告を相当程度特定することが可能となり、その結果、一般的に他人に知られることを忌避すべき、当該各訴訟に係る事案の具体的な内容等が判明することとなることから、当該部分は、訴訟ごとに一体として法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

イ 次に、法5条1号ただし書イ該当性について検討すると、最高裁判所のウェブサイトには、各種裁判の判決書が掲載されているところ、当該ウェブサイトには現に掲載されている情報については、その掲載

の趣旨・目的や個人情報に対する配慮の状況等が情報公開制度と共通するものである限り、当該情報には公表慣行があると解すべきであるが、当審査会事務局職員をして当該ウェブサイトを確認させたところ、当該各訴訟に係る判決書が当該ウェブサイトに掲載されている事実は認められないことから、同号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 通番3及び通番7（下記(4)ウで開示すべきとする部分を除く。）
について

当該部分には、訴訟の一方当事者である国側が敗訴又は勝訴した要因を担当課において分析した結果の内容等が個別具体的に記載されており、上記(1)と同様の理由により、法5条6号ロに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) その余の部分について

当該部分には、特定日に特定裁判所において判決が行われた訴訟の概要、判決日、判決要旨等が、個別具体的に記載されている。

ア 通番5のうち別表の5欄に掲げる部分について

(ア) 当該部分は、当該訴訟の概要、判決日、判決要旨等であり、上記(2)アと同様の理由により、一体として法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

(イ) 次に、当審査会事務局職員をして最高裁判所のウェブサイトを確認させたところ、当該訴訟に係る判決書が当該ウェブサイトに掲載されていることが認められた。

したがって、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。

イ 通番6について

当該部分は、当該訴訟の判決の概要等であり、上記(2)アと同様の理由により、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するが、同号ただし書イに該当すると認められる。また、これを公にしても、最高裁判所のウェブサイトに掲載されている情報と同様の内容であることから、特定法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番7のうち別表の5欄に掲げる部分について

当該部分は、当該訴訟の国の主張及び判決の内容であり、上記(2)アと同様の理由により、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するが、同号ただし書イに該当すると認められる。また、これを公にしても、最高裁判所のウェブサイトに掲載されている情報と同様の内容であることから、国の争訟に係る事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び6号口のいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番8について

当該部分は、当該訴訟の判決要旨であり、最高裁判所のウェブサイトに掲載されている情報と同様の内容であることから、これを公にしても、特定法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、国の争訟に係る事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号口のいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号口に該当するとして不開示とした各決定については、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び6号口に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号口のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 通 番	3 不開示部分	4 不開 示 情 報 該 当 条 項 (法 5 条)	5 開 示 す べ き 部 分
文 書 1	1	1 頁の 9 行目ないし 11 行目, 15 行目, 18 行目ないし 20 行目, 23 行目ないし 26 行目, 2 頁の 11 行目, 12 行目, 23 行目ないし 28 行目, 3 頁の 5 行目ないし 8 行目, 11 行目ないし 14 行目, 24 行目, 26 行目ないし 29 行目及び 4 頁の 3 行目ないし 5 行目	6 号口	なし
	2	1 頁の 17 行目, 2 頁の 4 行目, 14 行目, 3 頁の 1 行目, 2 行目の判決日, 4 行目, 10 行目, 16 行目ないし 23 行目, 25 行目, 4 頁の 6 行目, 5 頁ないし 8 頁の判決日及び「判決の概要」欄, 9 頁の 2 行目及び 3 行目の判決日, 4 行目, 5 行目, 8 行目ないし 11 行目, 14 行目ないし 16 行目, 19 行目ないし 41 行目, 43 行目, 44 行目, 10 頁の 2 行目ないし 6 行目, 8 行目ないし 15 行目, 17 行目ないし 22 行目, 11 頁の 2 行目の判決日, 3 行目ないし 5 行目, 8 行目ないし 10 行目, 13 行目ないし 18 行目, 21 行目, 23 行目ないし 39 行目, 41 行目ないし 47 行目, 12 頁の 2 行目, 3 行目, 5 行目ないし 15 行目, 17 行目, 13 頁の 2 行目及び 3 行目の判決日, 4 行目, 5 行目, 8 行目ないし 14 行目, 17 行目ないし 22 行目, 26 行目ないし 28 行目, 30 行目ないし 33 行目, 35 行目ないし 41 行目, 43 行目ないし 46 行目, 14 頁の 3 行目ないし 10 行目, 12 行目ないし 17 行目, 19 行目ないし 21 行	1 号	なし

	<p>目， 15 頁の 2 行目の判決日， 3 行目， 4 行目， 7 行目ないし 10 行目， 13 行目， 14 行目， 16 行目ないし 21 行目， 23 行目ないし 41 行目， 43 行目， 44 行目， 16 頁の 2 行目， 3 行目， 5 行目， 6 行目， 36 行目， 37 行目の判決日， 17 頁の 2 行目及び 3 行目の判決日， 4 行目ないし 6 行目， 9 行目ないし 12 行目， 15 行目ないし 20 行目， 22 行目ないし 36 行目， 19 頁の 2 行目の判決日， 3 行目， 4 行目， 7 行目ないし 11 行目， 14 行目ないし 16 行目， 18 行目， 21 行目ないし 24 行目， 26 行目ないし 30 行目， 32 行目ないし 37 行目， 39 行目ないし 44 行目， 20 頁の 3 行目， 4 行目， 6 行目ないし 12 行目， 13 行目 2 文字目， 3 文字目， 14 行目ないし 27 行目， 29 行目ないし 31 行目， 「項目」欄 2 段目の不開示部分， 21 頁の 2 行目の判決日， 3 行目， 4 行目， 7 行目ないし 12 行目， 15 行目ないし 21 行目， 23 行目， 24 行目， 27 行目ないし 32 行目， 34 行目ないし 43 行目， 45 行目ないし 47 行目， 22 頁の 2 行目ないし 14 行目， 16 行目ないし 19 行目， 21 行目ないし 23 行目， 23 頁の 2 行目及び 3 行目の判決日， 4 行目， 5 行目， 8 行目， 9 行目， 12 行目ないし 24 行目， 26 行目ないし 33 行目， 35 行目 2 文字目， 3 文字目， 36 行目ないし 44 行目， 24 頁の 2 行目ないし 8 行目， 10 行目ないし 15 行目， 25 頁の 2 行目の判決日， 3 行目， 4 行目， 7 行目ないし 11 行目， 15 行目， 17 行目ないし 35 行目， 37 行目 4 文字目， 5 文字目， 7 文字目， 38 行目ないし 40 行</p>		
--	---	--	--

	<p>目, 4 1 行目 4 文字目, 5 文字目, 7 文字目, 4 2 行目ないし 4 7 行目, 2 6 頁の 2 行目ないし 1 3 行目, 2 7 頁の 2 行目の判決日, 3 行目, 4 行目, 7 行目ないし 1 0 行目, 1 3 行目ないし 1 5 行目, 1 7 行目, 1 8 行目, 2 0 行目 2 文字目ないし 4 文字目, 2 1 行目ないし 2 5 行目, 2 7 行目ないし 3 9 行目, 4 1 行目ないし 4 4 行目, 2 8 頁の 2 行目, 3 行目, 5 行目, 6 行目, 8 行目ないし 1 1 行目, 2 9 頁の 2 行目の判決日, 3 行目, 4 行目, 7 行目ないし 1 0 行目, 1 3 行目ないし 1 7 行目, 1 9 行目, 2 2 行目ないし 3 4 行目, 3 6 行目ないし 4 4 行目, 3 0 頁の 2 行目ないし 7 行目, 9 行目ないし 1 1 行目, 3 1 頁の 2 行目の判決日, 3 行目, 4 行目, 7 行目ないし 9 行目, 1 2 行目ないし 1 7 行目, 1 9 行目, 2 2 行目ないし 3 5 行目, 3 7 行目ないし 4 1 行目, 4 3 行目, 4 4 行目, 3 2 頁の 2 行目ないし 4 行目, 6 行目ないし 8 行目, 1 0 行目, 1 1 行目, 3 3 頁の 2 行目の判決日, 3 行目, 4 行目, 7 行目ないし 1 5 行目, 1 9 行目ないし 3 1 行目, 3 3 行目ないし 4 5 行目, 3 4 頁の 2 行目ないし 7 行目, 9 行目ないし 1 1 行目, 3 5 頁の 2 行目及び 3 行目の判決日, 4 行目, 5 行目, 8 行目ないし 1 4 行目, 1 8 行目ないし 2 5 行目, 2 7 行目ないし 3 1 行目, 3 3 行目, 3 4 行目, 3 6 行目, 3 7 行目, 3 9 行目ないし 4 7 行目, 3 6 頁の 2 行目ないし 5 行目, 7 行目ないし 1 1 行目, 3 7 頁の 2 行目の判決日, 3 行目, 4 行目, 7 行目ないし 1 2 行目, 1 5 行目ないし 1 7 行目, 2 0 行目ないし 2 6 行目, 2 8 行目ないし 3 3 行目,</p>		
--	---	--	--

	<p>3 5 行目ないし 3 8 行目, 4 0 行目ないし 4 4 行目, 3 8 頁の 2 行目ないし 5 行目, 7 行目ないし 1 0 行目, 3 9 頁の 2 行目及び 3 行目の判決日, 4 行目ないし 6 行目, 9 行目ないし 2 2 行目, 2 5 行目ないし 2 8 行目, 3 0 行目ないし 4 5 行目, 4 0 頁の 2 行目ないし 4 行目, 6 行目ないし 1 6 行目, 4 1 頁の 2 行目の判決日, 3 行目, 4 行目, 7 行目ないし 1 6 行目, 1 9 行目ないし 2 6 行目, 2 8 行目ないし 4 1 行目, 4 3 頁の 2 行目及び 3 行目の判決日, 4 行目, 5 行目, 8 行目ないし 1 2 行目, 1 5 行目ないし 2 1 行目, 2 4 行目ないし 4 2 行目, 4 4 行目, 4 4 頁の 2 行目ないし 8 行目, 1 0 行目ないし 1 6 行目, 1 8 行目, 4 5 頁の 2 行目の判決日, 3 行目, 4 行目, 7 行目ないし 1 0 行目, 1 3 行目ないし 2 1 行目, 2 4 行目ないし 2 9 行目, 3 1 行目ないし 3 8 行目, 4 0 行目ないし 4 7 行目, 4 6 頁の 3 行目, 4 行目, 6 行目ないし 1 4 行目, 1 6 行目ないし 2 4 行目, 2 6 行目, 2 7 行目, 2 9 行目ないし 3 2 行目, 4 7 頁の 2 行目及び 3 行目の判決日 4 行目, 5 行目, 8 行目ないし 1 6 行目, 1 9 行目ないし 4 5 行目, 4 7 行目, 4 8 頁の 2 行目ないし 9 行目, 1 1 行目ないし 2 3 行目, 4 9 頁の 2 行目の判決日, 3 行目, 4 行目, 7 行目ないし 1 2 行目, 1 5 行目ないし 3 0 行目, 3 3 行目, 3 4 行目, 3 5 行目 2 文字目ないし 7 文字目, 1 0 文字目ないし 1 4 文字目, 3 7 行目ないし 4 4 行目, 4 6 行目, 4 7 行目, 5 0 頁の 2 行目ないし 8 行目, 9 行目 2 文字目ないし 7 文字目, 1 0 文字目ないし 1 4</p>		
--	---	--	--

		文字目， 10行目ないし14行目及び16行目ないし19行目		
	3	2頁の5行目ないし8行目， 15行目ないし20行目及び4頁の7行目ないし10行目 10頁， 12頁， 14頁， 20頁， 22頁， 24頁， 26頁， 34頁， 36頁， 40頁， 44頁， 46頁， 48頁及び50頁の「国の主張が認められたポイント（主張， 証拠）欄 16頁， 17頁， 18頁， 28頁， 30頁， 32頁， 38頁及び42頁の「国の主張」欄， 「判決」欄及び「敗訴した要因として考えられる事項」欄	1号及び6号口	なし
文書2	4	1頁の8行目ないし10行目， 14行目， 2頁の1行目ないし3行目， 8行目ないし14行目， 17行目ないし21行目， 23行目ないし25行目， 3頁の1行目ないし5行目， 7行目ないし14行目， 15行目， 21行目， 23行目ないし25行目， 4頁の2行目ないし6行目， 8行目ないし12行目及び14行目ないし16行目	6号口	なし
	5	1頁の16行目， 2頁の7行目， 16行目， 3頁の6行目， 5頁ないし8頁の判決日及び「判決の概要」欄（通番6を除く。）， 9頁の2行目及び3行目の判決日， 4行目， 5行目， 8行目ないし12行目， 15行目ないし21行目， 24行目ないし26行目， 28行目ないし46行目， 10頁の2行目ないし4行目， 6行目ないし15行目， 11頁の2行目の判決日， 3行目， 4行目， 7行目ないし9行目， 12行目ないし20行目， 25行目ないし28行目， 30行目ないし47行目， 12頁の2行目ないし19行目， 21行目ないし23行目， 13頁の	1号	1頁の16行目， 5頁の5段目の判決日， 17頁の2行目の判決日， 3行目ないし5行目， 8行目ないし10行目， 21

	<p>2行目及び3行目の判決日, 4行目ないし6行目, 9行目ないし17行目, 20行目ないし23行目, 25行目ないし31行目, 34行目ないし47行目, 14頁の2行目ないし5行目, 7行目ないし11行目, 13行目, 15頁の2行目及び3行目の判決日, 4行目, 5行目, 8行目ないし11行目, 14行目ないし17行目, 19行目, 22行目ないし44行目, 16頁の2行目, 4行目ないし11行目, 13行目, 14行目, 17頁の2行目の判決日, 3行目ないし5行目, 8行目ないし10行目, 21行目, 24行目ないし45行目, 18頁の2行目ないし6行目, 8行目, 9行目, 11行目, 19頁の2行目の判決日, 3行目, 4行目, 7行目ないし9行目, 12行目ないし18行目, 20行目ないし26行目, 28行目ないし31行目, 34行目ないし44行目, 20頁の2行目ないし7行目, 9行目, 10行目, 12行目, 13行目, 21頁の2行目の判決日, 3行目ないし5行目, 8行目ないし10行目, 13行目ないし19行目, 21行目, 24行目ないし45行目, 22頁の2行目ないし6行目, 8行目, 9行目, 11行目, 23頁の2行目及び3行目の判決日, 4行目, 5行目, 8行目ないし15行目, 18行目ないし22行目, 25行目ないし31行目, 33行目ないし45行目, 24頁の2行目, 4行目ないし17行目, 19行目ないし21行目, 25頁の2行目の判決日, 3行目, 4行目, 7行目ないし11行目, 14行目ないし17行目, 20行目ないし47行目, 26頁の3行目ないし16行目, 18行目ないし20行目, 27頁の2行目</p>	<p>行目, 24行目ないし45行目, 18頁の2行目ないし6行目, 8行目, 9行目及び11行目</p>
--	--	---

	<p>の判決日， 3 行目ないし 5 行目， 8 行目 ないし 11 行目， 14 行目ないし 20 行 目， 23 行目ないし 26 行目， 28 行目 ないし 47 行目， 28 頁の 2 行目ないし 4 行目， 6 行目ないし 8 行目， 10 行 目， 12 行目， 29 頁の 2 行目及び 3 行 目の判決日， 4 行目ないし 6 行目， 10 行目ないし 13 行目， 16 行目ないし 2 6 行目， 29 行目， 31 行目ないし 33 行目， 35 行目ないし 45 行目， 30 頁 の 2 行目ないし 5 行目， 7 行目， 8 行 目， 31 頁の 2 行目の判決日， 3 行目， 4 行目， 7 行目ないし 13 行目， 16 行 目ないし 18 行目， 20 行目， 21 行 目， 23 行目ないし 44 行目， 32 頁の 2 行目， 3 行目， 5 行目， 6 行目， 8 行 目ないし 15 行目， 17 行目ないし 20 行目， 33 頁の 2 行目の判決日， 3 行 目， 4 行目， 8 行目ないし 17 行目， 2 0 行目ないし 29 行目， 31 行目ないし 46 行目， 34 頁の 2 行目ないし 13 行 目， 15 行目ないし 19 行目， 21 行 目， 22 行目， 24 行目ないし 26 行 目， 35 頁の 2 行目の判決日， 3 行目な いし 5 行目， 8 行目ないし 15 行目， 1 8 行目ないし 28 行目， 30 行目ないし 34 行目， 36 行目ないし 45 行目， 3 6 頁の 2 行目ないし 20 行目， 37 頁の 2 行目及び 3 行目の判決日， 4 行目ない し 6 行目， 9 行目ないし 12 行目， 15 行目ないし 19 行目， 21 行目， 22 行 目， 25 行目ないし 41 行目， 44 行目 ないし 48 行目， 38 頁の 2 行目ないし 30 行目， 32 行目， 39 頁の 2 行目及 び 3 行目の判決日， 4 行目ないし 6 行 目， 9 行目ないし 14 行目， 17 行目な いし 22 行目， 25 行目ないし 27 行</p>		
--	--	--	--

	目, 29行目ないし47行目, 40頁の2行目ないし26行目, 28行目ないし31行目, 41頁の2行目及び3行目の判決日, 4行目, 5行目, 8行目ないし18行目, 21行目ないし37行目, 40行目ないし43行目, 42頁の2行目ないし15行目, 17行目ないし20行目, 43頁の2行目及び3行目の判決日, 4行目ないし6行目, 9行目ないし17行目, 20行目ないし40行目, 42行目ないし47行目, 44頁の2行目ないし11行目, 13行目ないし24行目, 26行目及び27行目		
6	5頁の5段目の「判決の概要」欄及び17頁の13行目ないし19行目	1号及び2号イ	全て
7	3頁の17行目ないし20行目 10頁, 12頁, 14頁, 24頁, 26頁, 32頁, 34頁, 36頁, 38頁及び40頁の「国の主張が認められたポイント(主張, 証拠)」欄 16頁, 18頁, 20頁, 22頁, 28頁及び30頁の「国の主張」欄, 「判決」欄及び「敗訴した要因として考えられる事項」欄 42頁及び44頁の「3ポイント」欄	1号及び6号ロ	18頁の「国の主張」欄及び「判決」欄
8	1頁の17行目ないし22行目	2号イ及び6号ロ	全て